

令和元年度 文教委員会資料⑤

【所管事務の調査（報告）】

川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）について

資料 1 川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）の概要
…………… P. 2

資料 2 川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）
…………… 別ファイル

資料 3 川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）について
～市民の皆様から意見を募集します～
…………… P. 5

市 民 文 化 局

（令和元年11月20日）

第1章 基本方針（案）について

1 目的

- 平成30（2018）年3月に策定した「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」で、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制を再編・強化」し、「状況の変化や困難な課題に的確に対応した取組を推進」することを今後の方向性の一つと位置付け
- 基本方針（案）は川崎区役所や支所・地区健康福祉ステーションを取り巻く現状や課題を明らかにし、課題解決に向けた基本的な考え方を示した上で、今後の着実な取組に繋げることを目的として策定

2 基本方針（案）策定の背景

- 区役所は、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていく。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉や介護、生活支援に関する相談など、市民生活に必要な取組を一体的に推進する役割がこれまで以上に重要
- 首都直下地震等の発生リスクの高まりや、全国各地で大雨による風水害が頻発する中、災害に強いまちづくりを推進
- 国は「デジタルファースト」の原則を掲げており、行政手続のオンライン化などにより、将来的には市民の来庁を要しない手続方法が全国的に普及していくことを想定

3 これまでの経過

- 平成20（2008）年3月 「富士見周辺地区整備基本計画」策定
- 平成21（2009）年3月 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」策定
- 平成28（2016）年3月 「区役所改革の基本方針」策定
- 平成30（2018）年3月 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」策定
- 平成30（2018）年3月 「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」策定
- 平成31（2019）年3月 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定
- 令和元（2019）年5月 「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討における考え方」公表

4 総合計画・行財政改革プログラムにおける基本方針（案）の位置付け

- 総合計画で「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討やそれを踏まえた方針の策定」を位置付け
- 行財政改革プログラムでも「支所等を含めた川崎区全体の機能・体制の検討」などを位置付け

第2章 川崎区について

1 川崎区の成り立ちや特徴

- 川崎区は、旧川崎町や旧大師町、旧田島町の3地区と臨海部の埋立地で構成された地域を区域とし、平成31（2019）年4月時点の面積はおよそ40.25km²

2 川崎区の概要

(1) 地形

- 川崎区は区域全体にわたり起伏が少なく、平坦な地形で構成されており、概ね4m未満の標高

(2) 人口構成、将来人口推計、人口密度

- 令和元（2019）年10月1日時点で約233,100人。外国人住民人口が市内最多
- 将来人口推計については、令和12（2030）年をピークに減少過程に移行すると推計

(3) 福祉等に関する統計

- 川崎区では、区役所における児童虐待相談・通告受付件数、母子・父子世帯数、生活保護世帯数、高齢者単身世帯数等が他区より高い状況
- 特に区役所における児童虐待相談・通告受付件数等は増加傾向

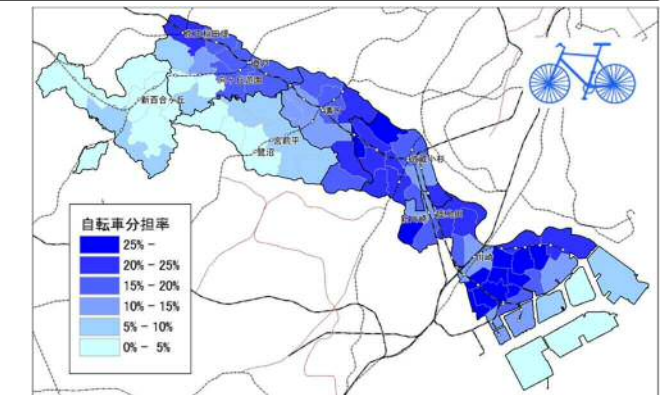


(4) 主な公共施設

- 川崎区には、県税事務所や年金事務所、家庭裁判所など、国や県の公共施設も設置され、その多くは川崎駅周辺に集まっている。

(5) 主な公共交通

- 川崎駅から放射状にバスが運行されており、運行本数も多い。
- 川崎区は平坦な地形であることから、交通手段として自転車が利用される割合が他区よりも高い。



資料：地域別交通手段別分担率（自転車）＜川崎市総合都市交通計画＞

第3章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションについて

1 法令等における位置付け

(1) 区役所

- 地方自治法（政令指定都市は条例で区を設けることと区の事務所を置くこと）
- 自治基本条例（地域における行政サービスの総合窓口としての拠点に加え、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点としての機能）

(2) 支所

- 地方自治法（必要があると認めるときは区の事務所の出張所（※）を置く。所管区域を対象に区役所が取り扱う事務を分掌。※本市の「支所」は法律上では出張所として位置付け）

(3) 地区健康福祉ステーション

- 社会福祉法に基づく福祉事務所の機能、地域保健法に基づく保健所支所の一部の機能

2 庁舎

- 区役所庁舎は平成2（1990）年10月、大師支所及び田島支所庁舎は昭和50（1975）年4月に建築

3 所管区域

- 区内を区役所管内、大師支所管内、田島支所管内の3管区に分けて、行政サービスを提供（川崎区役所が一元的に区内全域を対象としているものもあり）。このような形は川崎区のみ。



4 取扱業務

(1) 主な取扱業務の内容

- 戸籍・住民基本台帳・マイナンバー／国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療／児童家庭支援・高齢者支援・障害者支援／生活保護／保健・健康づくり／公衆衛生・動物／地域包括ケアシステムの構築／市税関係証明書発行／町内会・自治会支援などの地域振興・市民活動支援／防災・交通安全・防犯／道路・公園の維持管理／生涯学習支援／地域課題対応事業／その他

(2) 川崎区役所と支所・地区健康福祉ステーションにおける主な取扱業務の比較

- 「保健・健康づくり」（一部を除く）や「公衆衛生・動物」等については区役所で一元的に取扱い

(3) 主な手続等における特徴

- 手続によって取扱窓口や手続完了までの一般的な来庁回数、手続頻度などの違いがある。

5 職員配置

(1) 区別職員数

- 川崎区は他区と比べ200～250人ほど多く職員を配置（支所・地区健康福祉ステーションを含む）

(2) 職種別職員数（川崎区）

- 支所・地区健康福祉ステーションには、保健師は配置しているが、医師や心理職等の他の専門職は配置していない。

第4章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの課題

1 組織・体制における課題

(1) 保健・福祉分野における専門的・機動的な支援体制の構築

児童虐待相談・通告件数や要介護認定者等、保健・福祉サービスを必要とする市民が他区と比べて多く、増加傾向であることに加え、これらの中には困難な状況等が複数重なっている場合や、管区をまたがった事象が発生する場合などがあり、支援体制の専門性や機動性の向上が課題となっている。

- このような状況に対しては、保健師や医師、心理職などの複数の専門職（多職種）が連携して、多角的な視点を踏まえた専門的な支援が必要。また、要保護児童の相談・通告などの緊急時には、素早い連携・対応といった、機動的な支援が重要
- 大師・田島地区健康福祉ステーションの職員のみで多職種が連携する支援体制の構築はできず、機動的な支援という点でも課題

(2) 3管区に業務が分散していることによる非効率な状態等の見直し

3管区に業務が分散していることにより、他区にはない事務作業が多数生じるなど、非効率な状態であることから、現状の体制を見直す必要がある。また、窓口体制の分かりやすさや安定的な窓口サービスの提供に課題がある。

- 3管区に分散していることにより、他区では生じていない事務作業や情報共有を目的とした打合せ、各種事業運営のための職員の移動が多く生じており、非効率な状態
- 区役所と支所・地区健康福祉ステーションで取り扱う業務に違いがある分りにくい窓口体制。複数の手続を行う必要があるときなどに、双方に出向く必要が生じる可能性あり
- 持続可能な行政サービスを提供するため、区役所と同数程度の職員を各支所・地区健康福祉ステーションに配置することは現実的ではない

2 これまでの本市の取組を踏まえた課題

(1) 地域の活動の場の確保

地域では、地域活動を行う場、地域の居場所として多世代が気軽に立ち寄れる場が必要とされている。

- 平成29（2017）年度のかわさき市民アンケートにおいて、市民活動・地域活動に対して行政が支援すべきだと思う項目として、最も回答割合が高かった内容は「活動場所の提供」

(2) 地域防災機能の強化

支所管内においては、海や河川に近いといった立地特性、工場や観光地等を有し多くの人が集まるといった地域特性があることを踏まえた、地域防災機能の強化が課題となっている。

- 特に支所管内は、津波や高潮の浸水区域といった立地特性から、水害への対策が必要。また、臨海部の工場や研究施設、川崎大師等の観光地を有し、多くの人が集まるといった地域特性がある。
- 発災時には、周辺住民や帰宅困難者が最新情報を求めたり、一時的な避難のために支所に来所したりする可能性

(3) 地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携

地域包括ケアシステムの構築を推進する観点からも、地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携を進める必要がある。

- 地域活動や地域のコミュニティづくりを促し、活性化するという点から、地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携を進める必要

3 庁舎に関する課題

・大師・田島支所、大師分室の建物は全体的に劣化が進行しており、その対応が課題となっている。
・区役所庁舎内にはスペースの余剰がなく、業務スペースの拡張が必要となった場合は、既存の区役所庁舎とは別に新たにスペースを確保する必要がある。

- 大師・田島支所については、それぞれ築40年以上が経過し、全体的に劣化が進行
- 大師分室は築50年以上が経過し、大規模修繕を行っても、その効果が十分に得られないとの結果
- 区役所の業務スペースの拡張が必要となる場合、新たにスペースを確保することが必要

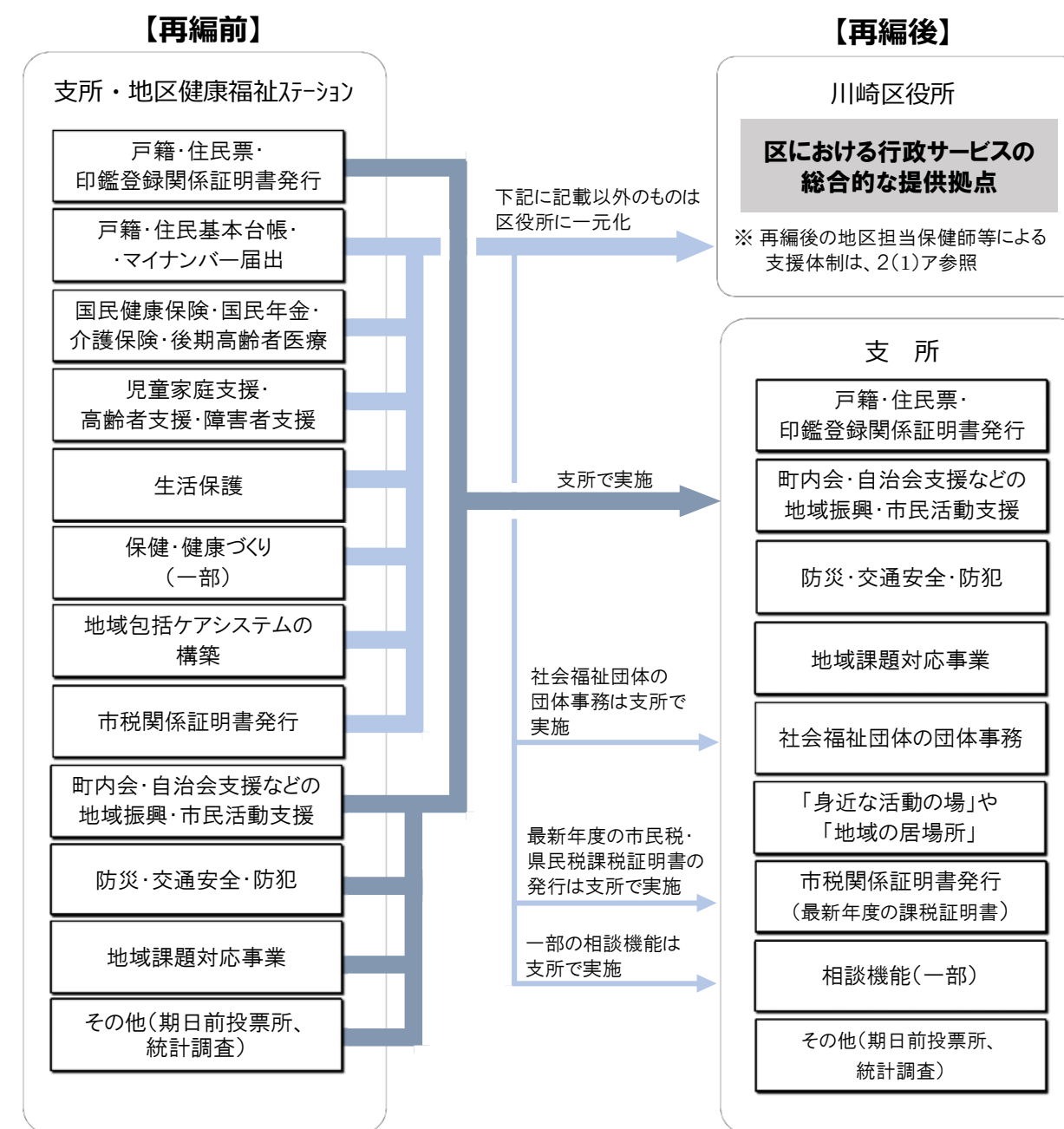
第5章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの今後の方向性

1 機能・体制等の再編に向けた基本的な考え方

- 複数の専門職による多職種連携体制の強化、3管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、**支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化し（機能再編）、区役所については区における行政サービスの総合的な提供拠点とする（※）。**
- 地域振興業務を中心とした地域づくり、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用、地域防災機能の提供など、**支所については地域に密着した取組を推進し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点とする。**
- 庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として有効に機能するよう、**支所庁舎の建替えに向けた取組を推進する。**

※ 川崎区の福祉事務所は、3福祉事務所体制から1福祉事務所体制とする（地区健康福祉ステーションは川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に編入）

<機能再編のイメージ>



第5章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの今後の方向性

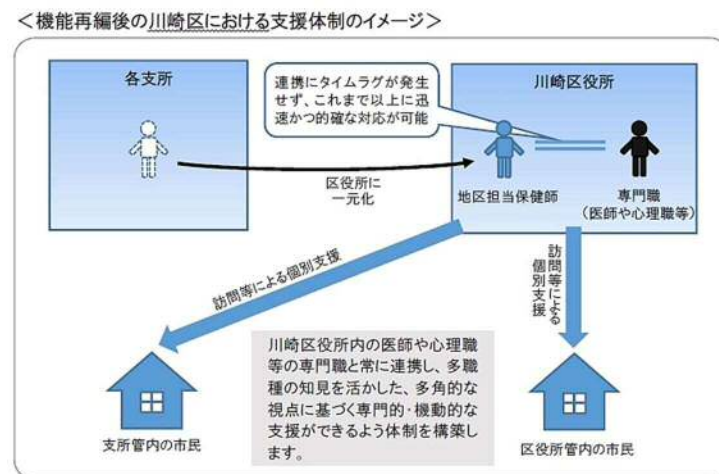
2 川崎区役所の機能・体制及び庁舎についての考え方

(1) 機能・体制についての考え方

ア 保健・福祉分野における専門的・機動的な保健・福祉サービスの提供体制の構築

地区健康福祉ステーションの地区担当保健師を川崎区役所に一元化し、保健・福祉分野の様々な専門職が素早く連携し、支援体制を構築できるようにする。

- 地区健康福祉ステーションの地区担当保健師が、医師や心理職等の専門職と常に連携し、多職種の知見を活かした、多角的な視点に基づく専門的・機動的な支援ができるよう体制を構築
- 機能再編後も今まで同様、保健師は自らの担当地域に出向き、関係団体や関係機関と連携を図りながら、訪問や面接等をととして市民の個別支援を実施
- 区役所管内の地区担当保健師も、管区をまたがる事象に対して、今まで以上に円滑に対応することが可能



イ 3管区に分散している業務の非効率性等の解消

3管区に分散している業務を川崎区役所に一元化し、業務が非効率となっている状況を解消し、その分の時間を直接的な市民サービスに充てることができるようにする。また、分かりやすい窓口体制の構築や安定的な窓口サービスの提供を図っていく。

- 地域での個別支援や窓口サービスなどの直接的な市民サービスに充てる時間を増加
- 各種相談については、川崎区役所への一元化の方向とするものの、一部の相談機能の継続を検討

(2) 庁舎についての考え方

機能再編により、必要となる区役所の業務スペースについては、既存庁舎のほか、本市組織が入居し、市役所新本庁舎竣工後に利用終了となる民間ビルの活用も含めて、検討する。

- 現在の川崎区役所庁舎のみでは業務スペースの確保は困難

3 支所・地区健康福祉ステーションの機能・体制及び庁舎についての考え方

(1) 機能・体制についての考え方

ア 地域住民組織や社会福祉団体の団体事務や活動支援の実施、支援策の拡充の検討

機能再編後も地域住民組織や社会福祉団体に関する団体事務や活動支援については、地域に身近な大師・田島支所で担っていくとともに、その支援策の拡充に向けた検討を進めていく。

- これからのコミュニティや共に支え合う地域づくり、組織・団体の地域性を踏まえて検討

イ 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用の検討

支所は、これまで以上に「身近な活動の場」や「地域の居場所」として地域の方々に活用されるよう、市民意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていく。

- 市民意見を伺う機会を設けながら検討し、支所庁舎の建替えに合わせて必要な環境整備
- 川崎区における「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」創出の取組とも連携

ウ 地域防災力向上に向けた体制や支所の防災上の活用の検討

川崎区役所と支所における地域防災力向上に向けた体制のあり方等を検討する。また、支所の防災上の活用について、市民意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていく。

- 機能再編後の支所の防災上の役割について整理。区役所と支所における地域防災力向上に向けた体制のあり方や支所庁舎の建替えに向けた取組と併せて防災上必要となる庁舎機能等を検討

エ その他

- 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等の証明書は、引き続き支所で発行。市税関係証明書は、発行件数の割合が高い最新年度の市民税・県民税課税証明書を引き続き支所で発行（証明書発行のあり方は別途検討）
- 選挙の期日前投票所は、引き続き地域に身近な各支所に設置

(2) 庁舎についての考え方

大師・田島支所庁舎については、建替えに向けた取組を推進する。大師分室については、暫定利用を終了し、敷地の効果的な活用に向けた検討を行うとともに、解体に向けた取組を進めていく。

- 庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として効果的に機能するよう、機能再編の取組に併せて、支所庁舎の建替えに向けた取組を推進
- 周辺施設との複合化についても併せて検討

第6章 令和2（2020）年度の取組

1 今後の検討事項

- 機能再編後における区役所庁舎の業務スペースの検討／支所庁舎建替えにあたっての整備手法や工程の検討／支所庁舎と複合化する施設の検討／支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」の活用に向けた検討／支所の防災上の活用に向けた検討／相談機能の検討／令和3（2021）年度以降のスケジュール

2 市民意見の把握

- 支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用について、地域で今後どのような活動をしていきたいかなどをテーマに、ワークショップ等の手法を使って、市民意見の把握を行っていく。
- 支所の防災上の活用について、市民の自助、住民同士の共助（互助）などの観点を踏まえて、地域の自主防災組織等から意見を伺いながら、進めていく。

3 「（仮称）川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」の策定

- 市民意見の把握等を踏まえ「（仮称）川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」として取りまとめ、令和2（2020）年度中に策定公表

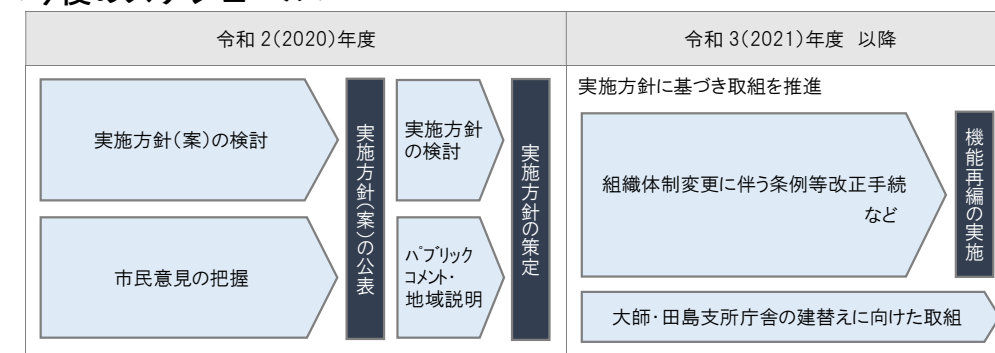
4 支所庁舎整備に向けた取組

- 大師支所庁舎の建替えにあたって、大師分室敷地を活用しながら取組を進めることが想定されることから、大師分室庁舎については先行して解体に向けた取組を進めていく。

第7章 今後のスケジュール

- 令和2（2020）年度に実施方針を策定し、令和3（2021）年度以降に条例等の改正手続などの取組を行った上で、機能再編を実施
- 機能再編に向けた取組と併せて支所庁舎の建替えの取組を進めていくことも想定

<今後のスケジュール>



※ 機能再編の実施時期については、令和2（2020）年度中に検討。例えば、支所から区役所に業務を一元化する際に必要となる区役所の業務スペースとして、本市組織が入居し、市役所新本庁舎竣工後に利用終了となる民間ビルを活用する場合、機能再編の時期は、新本庁舎竣工後の令和5～6年度頃に実施することが可能性として想定される。検討結果は、実施方針で示す予定

川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針(案)について

～市民の皆様から意見を募集します～

本市では、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービスの提供を行うことを基本目標とした取組を進めています。

川崎市では、児童虐待相談・通告件数や要介護認定者等が他区と比較して非常に高く、増加傾向にあります。本市として、このような方々への積極的な支援を行っているものの、より専門的かつ機動的な対応が求められる場合があり、川崎区の支援体制の見直しが必要となっています。

また、川崎市では、区内を3つの管区に分けて、管区ごとに業務を取り扱う体制となっています。これにより、他区にはない業務の非効率性や窓口体制の分かりにくさが生じていることに加え、支所や地区健康福祉ステーションにおいては、事務処理件数が区役所より少ないことから、職員の配置人数が少なく、安定的な窓口サービスの提供という点で課題を抱えている状況などがあります。

この度、これらの課題への対応について、庁内で検討を進めてきた結果を、「川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針(案)」として取りまとめましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和元年11月22日(金)～令和2年1月7日(火)

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

※ 直接お持ちになる場合は、令和2年1月7日(火)17時までにお願ひします(土日祝日を除く)。

2 閲覧資料

(1) 川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針(案)の概要

(2) 川崎市役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針(案)

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館(分館含む)、市民館(分館含む)、市民文化局 区政推進課

4 意見提出方法

(1) 郵送・持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル7階
川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課

(2) FAX

番号 044-200-3800 (市民文化局 区政推進課)

(3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用フォームから手順に沿って御提出ください。

※1 書式は自由ですが、住所、氏名、電話番号、基本方針(案)への意見であることを記入してください。

※2 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。また、意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます(個人、団体を問いません)。

※3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

※4 お寄せいただいた御意見は、令和2年3月頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。

5 問合せ先

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 電話 044-200-2855